

資料 6

水産基準値案と水産 PEC の関係及び基準値設定後の対応について(案)

1. 水産基準値案及び水産 PEC の関係

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC		非水田 PEC
		<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>	<i>Tier1</i>
ダイファシン系	170	—	—	0.0000030
トリクロピルトリエチル アンモニウム	トリクロピル (酸) として 8,600	—	—	0.013
トリクロピルブトキシエチル	90	—	—	0.071
メタムアンモニウム塩 (カーバム) 及び メタムナトリウム塩 (カーバムナトリウム塩)	メタム として 20	—	—	0.94
メチルイソチオシアネート	5.5	—	—	0.39

網掛け：水産基準値案の 10 分の 1 以上の PEC